

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）</p> <p>第一条の十二 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国（法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国をいう。以下同じ。）のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。</p> <p>二 本邦の内水（領海法の一部を改正する法律（平成八年法律第七十三号）による改正後の領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十四において同じ。）を除く海域において輸送されるものであること。</p> <p>第一条の十三 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合には、海洋環境の保全の見地から、第一議定書（法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。）に規定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一一号に掲げるX類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するZ類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第三号に掲げるZ類物質等とみなす。</p> | |

第一条の十四 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十五 (略)

(本邦周辺海域)

第八条 法第十条第二項第五号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線(その線が中間線(領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。))を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。()の内側の海域とする。

第一条の十二 (略)

(本邦周辺海域)

第八条 法第十条第二項第五号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線(その線が中間線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第二項に規定する中間線をいう。))を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。()の内側の海域とする。